

三郷市パートナーシップ 宣誓制度のご案内



パートナーシップ宣誓制度とは

戸籍上の性別にとらわれず、お互いを人生のパートナーとして協力しあい、生活をともにすると約束したお二人が、自由な意思によりパートナーシップ宣言をしたことを表す宣誓書等を市に提出し、宣誓証明書及び宣誓証明カードを交付します。

また、令和8年4月1日より、パートナーシップ宣誓をされた方は、一方または双方に生計を同じくするお子様がいらっしゃる場合、市に届け出ることにより、ファミリーシップとして「宣誓証明カード」に、お子様の氏名を記載することもできます。

も く じ

1	宣誓制度の目的	P 1
2	宣誓を行うことができる方	P 1
3	宣誓の流れ	P 2
4	必要な書類	P 3
5	宣誓証明書等の交付	P 4
6	宣誓証明書等の再交付	P 5
7	届出事項の変更	P 5
8	宣誓証明書等の返還	P 5
9	相談窓口のご案内	P 5
10	Q & A	P 6
11	宣誓した方などが利用できる行政サービス	P 9

三郷市 総務部 人権・男女共同参画課

人権推進担当

■住 所 〒341-8501
埼玉県三郷市花和田648-1
■電 話 048-930-7751
■メール jinken-g@city.misato.lg.jp



1 宣誓制度の目的

三郷市では、「三郷市人権施策推進指針」を策定し、すべての人々がお互いの人権が尊重される明るい社会の実現を目指し、人権啓発・教育事業を進めております。

また、社会全体において、性の多様性を認め、差別や偏見をなくす取り組みが進められています。

三郷市においても性別に関わりなく一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合い、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指し、令和4年9月1日より「パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

戸籍上の性別にとらわれず、お互いを人生のパートナーとして協力しあい、生活をともにすると約束したお二人（LGBTQ※のカップルの方）が、自由な意思によりパートナーシップ宣言をしたことを表す宣誓書等を市（人権・男女共同参画課）に提出し、「宣誓証明書」及び「宣誓証明カード」を交付するものです。

また、令和8年4月1日より、パートナーシップ宣誓をされた方は、一方または双方に生計を同じくするお子様がいらっしゃる場合、ファミリーシップとして「宣誓証明カード」に、お子様の氏名を記載することもできます。

これらの制度は、法的な効力（婚姻や親族関係など）を生じさせるものではありませんが、お二人の思いを尊重するとともに、自分らしく輝いて暮らせることを応援することを目的として実施しています。

※LGBTQとは、レズビアン（L：女性の同性愛者）、ゲイ（G：男性の同性愛者）、バイセクシャル（B：両性愛者）、トランスジェンダー（T：出生届・戸籍上の性別に違和感を覚える方）、クエスチョニング（Q：性別が決められない方等）など頭文字をとって、性的マイノリティの方々を表す総称のひとつです。

2 宣誓を行うことができる方

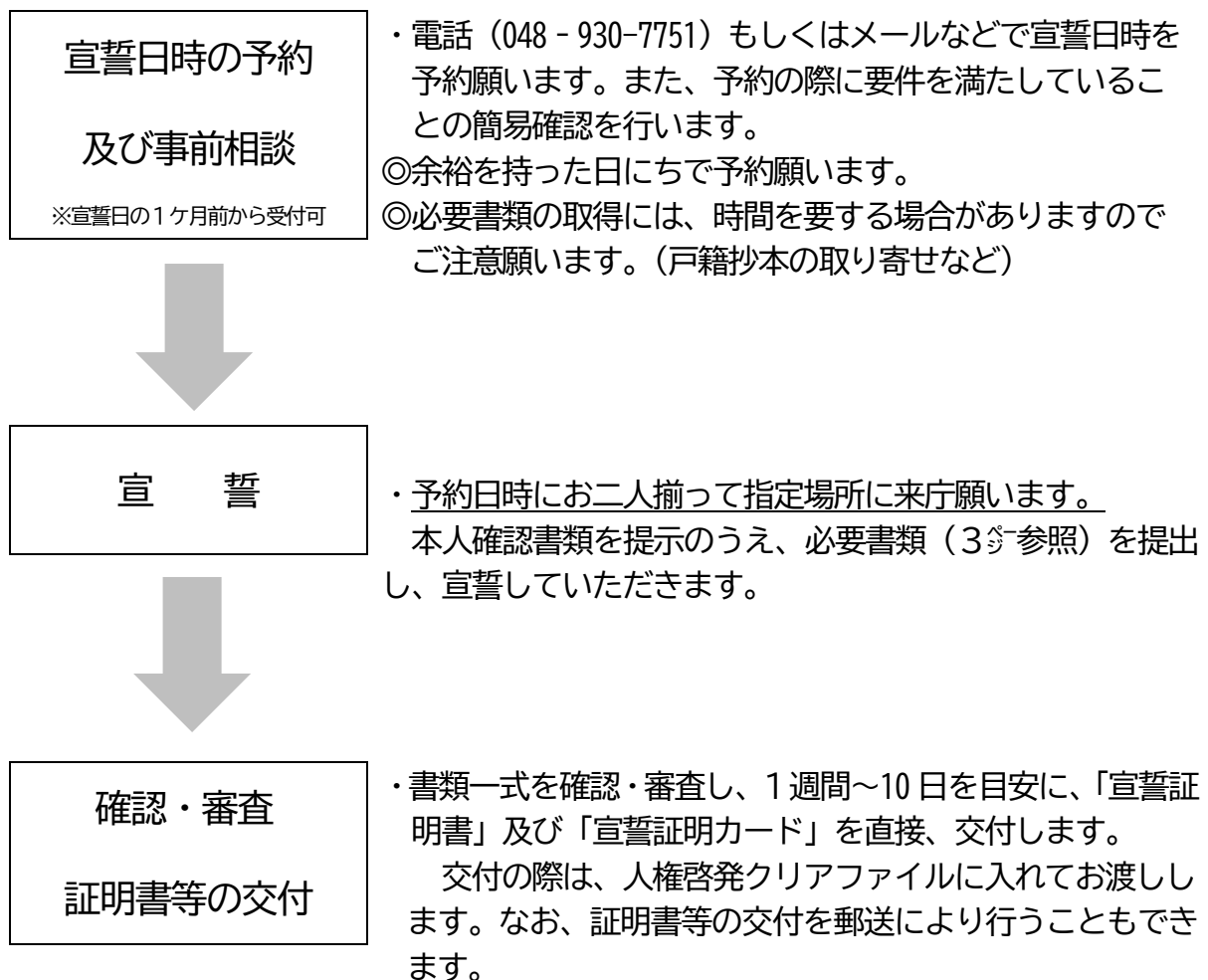
- (1) 性（自認する性も含む）を同じくするお二人であること。
（トランスジェンダーの方も含まれます）
- (2) お二人が成年に達していること。（満18歳以上の方）
- (3) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ◆お二人が市内に住所を有している。
 - ◆お二人の一方が市内に住所を有し、他の一方が宣誓の日から1か月以内に市内への転入を予定していること。
 - ◆お二人が宣誓の日から1か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) お二人に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む）又は他のパートナーシップの関係にある方がいないこと。
- (4) お二人が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族もしくは直系姻族をいう）でないこと（パートナーシップを表明する目的で養子縁組をしている場合は対象）

- 直系血族…祖父母、父母、子、孫等
- 三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- 直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

3 宣誓の流れ

場 所： 三郷市役所（プライバシーに配慮するため事前予約制とし、会議室等の個室にて受付を行います。）

日 時： 平日の9時～16時（12月29日～1月3日を除く）



※戸籍上の氏名と併せて、通称（氏名以外の呼称で、社会生活上通用しているもの）を使用することができます。（3ページを参照）

4 必要な書類

(1) パートナーシップ宣誓書

お二人それぞれが署名します（自ら署名できない場合は、本人立会いのもと代筆可能）
なお、宣誓において通称を使用することができます。詳しくは（6）をご確認ください。

(2) パートナーシップの宣誓に関する確認書

(3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

<三郷市の住民の方>

「個人番号（マイナンバー）」、「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したもの（発行から3か月以内のもの）を1人1通ずつ提出してください。（同一世帯の場合は1通）。

<転入予定の方>

宣誓時の提出は不要です。（4）をご確認ください。

(4) 転入予定住所が確認できる書類（転入予定の方のみ）

三郷市に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類（転出証明書、賃貸借契約書の写し等）を提示してください。また、宣誓後1か月以内に「宣誓事項変更届」と住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出してください。

(5) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）または独身証明書

戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）または独身証明書を本籍地の市町村から取得し、1人1通ずつ提出してください。（発行から3か月以内のもの）

外国籍の方は、在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳（翻訳者の氏名を記入）を添えて提出してください。

※埼玉県内の市町村で、パートナーシップ宣誓されている場合は、提出不要の取扱いができません。事前に、ご相談願います。

(6) 通称を使用していることが確認できる書類（通称使用を希望される方）

社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、通称を社会生活上日常的に使用していることが確認できる資料を添付してください。

(7) 本人確認書類

次のいずれかを提示してください。

■いずれか1点

個人番号カード・運転免許証・パスポート等の官公署が発行した顔写真付き証明書等

■いずれか2点

健康保険証・年金手帳・学生証・社員証等のご本人が確認できる証明書等

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

～ファミリーシップも希望される方～

上記書類に加え・・・■（3）と（5）にお子様の氏名がわかるもの

■宣誓する方とお子様が生計を同じくしていることがわかる書類

5 宣誓証明書等の交付

提出書類を確認・審査のうえ、「パートナーシップ宣誓証明書」1枚と「パートナーシップ宣誓証明カード」2枚を宣誓後1週間～10日程度を目安に交付します。

パートナーシップ宣誓証明書（A4サイズ）

啓発ロゴマーク

第 号

パートナーシップ宣誓証明書

様 様

三郷市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力しあうことを宣誓されたことを証します。

年 月 日

三郷市長 印



■デザインモチーフ

ハート ・ はと(シラコバト) ・ 四つ葉のクローバー ・ さくら(花) ・ 蝶

ハート：愛 おもいやり 優しさ 理解
 はと：平和 羽ばたく
 四つ葉のクローバー：希望 誠実 愛情 幸運を象徴
 さくら(花)：優しさ 美
 蝶：美しさ 喜び 希望 飛び立つ NextStage
 レインボーカラー：LGBT のイメージカラー

パートナーシップ宣誓証明カード (表面)

◆寸法 縦54ミリメートル、横86ミリメートル
(裏面)

第 号

パートナーシップ宣誓証明カード

様 様

年 月 日生 年 月 日生

三郷市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人が宣誓されたことを証します。

宣誓日 年 月 日

三郷市長 印

この証明カードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力しあう宣誓をされたことを証するものです。

証明カードの提示を受けた際は、知り得た情報などを宣誓者の了承なく、他者に伝えることのないよう慎重な情報の取り扱いをお願いいたします。

戸籍上の氏名 ※通称名使用の場合に記載

様 様

年 月 日生 年 月 日生

ファミリーシップの関係にある子の氏名

様 様

年 月 日生 年 月 日生

6 宣誓証明書等の再交付

証明書の紛失やき損などの理由により再交付を希望される場合には、「宣誓証明書等再交付申請書」を提出いただき再交付します。

7 届出事項の変更

宣誓内容に変更があった場合、「宣誓事項変更届」と「変更内容が確認できる書類」を提出してください。

8 宣誓証明書等の返還

パートナーシップの解消や一方または双方が市外へ転出、一方が亡くなったときは「宣誓証明書等返還届」を提出し、「宣誓証明書」と「宣誓証明カード」を返還願います。

9 相談窓口のご案内

三郷市 総務部 人権・男女共同参画課 (年末年始を除く平日8:45～16:30)

☎ 048-930-7751 ✉ jinken-g@city.misato.lg.jp

性的指向や性自認などの悩みやLGBTに関する法律問題等については、下記の窓口でもご相談できます。ご相談は無料です。(別途通話料はかかります)

○埼玉県にじいろ(LGBTQ)相談 (年末年始を除く毎週土曜日の18～22時)

電話やLINEにより、当事者の方やそのご家族、関係者の方からの相談をお受けします。

☎ 0570-022-282 LINE: <http://lin.ee/2f90PQMd>

○よりそいホットライン 一般社団法人 社会的包摂サポートセンター

(24時間無休、性的指向や性自認に関する相談は、ガイダンスにそって#4を押してください)

☎ 0120-279-338 (フリーダイヤル)

☎ 0120-773-776 (通話による聞き取りが難しい方)

○セクシュアル・マイノリティ電話法律相談 東京弁護士会

性的少数者の法律問題に詳しい弁護士がお受けします。

(毎月第2・第4木曜日 17～19時 ※祝祭日の場合は翌金曜日)

☎ 03-3581-5515

○埼玉労働局 総合労働相談コーナー

職場での性的指向・性自認に関するハラスメント労働相談をお受けします。

(月～金 9～17時 土日祝日・年末年始を除く)

☎ 048-600-6262

10 Q&A

Q1 パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A1 結婚は民法に定められた法律行為です。相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、三郷市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づき、お二人のパートナーシップ関係という事実を市が尊重する制度で、法的効力が発生するものではありません。

Q2 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか？

A2 本制度をきっかけに、多様な性のあり方に対する社会的理解が進み、パートナーシップが尊重される取組みが広がっていくことを期待しています。

また、宣誓したお二人の関係を対外的に証明することで、自分らしく輝いて暮らせることを応援することを目的として実施してまいります。

Q3 パートナーと法的な関係を築くには、どのような方法がありますか？

A3 結婚に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書による任意後見契約や合意契約を結ぶ方法などがあります。手続きには費用が発生します。

詳しくは公証役場にお問い合わせください。

Q4 パートナーシップの「継続的な共同生活」とはどのようなことですか？

A4 「生活をともにすると約束した継続的な共同生活」とは、お互いに協力し合い、お生活上の必要な費用を分担し、支え合う生活などです。

Q5 パートナーシップ宣誓制度に費用はかかりませんか？

A5 制度の利用や証明書の発行に際し、費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは自己負担となります。

Q6 宣誓書等の書類は、どこで手に入れることができますか？

A6 三郷市ホームページ「パートナーシップ宣誓制度」からダウンロードできるほか、人権・男女共同参画課でもお渡ししています。

Q7 証明書はどのくらいの期間で発行されますか？

A7 宣誓後、審査するため、1週間～10日程度、お時間をいただいております。

Q8 パートナーと同居していなくても、宣誓できますか？

A8 婚姻制度における夫婦であっても、世帯を別にしている等、そのあり方は様々です。また、同性のパートナーと同居するための住居を探すことが難しいといった事情等も考慮し、双方が1か月以内に、市内に在住し、互いをパートナーとして共同生活をしていれば、同居をしていなくても宣誓いただけます。

Q9 普通養子縁組していますが、宣誓できますか？

A9 宣誓者同士が養子と養親の関係にあることは、近親者となりますが、宣誓者同士の法的な関係やパートナーシップを築く目的で養子縁組している場合は、宣誓いただけます。

Q10 外国籍の方もパートナーシップ宣誓できますか？

A10 外国籍の方も、市民または市内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（発行から3か月以内のもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えて提出してください。

Q11 通称は使用できますか？

A11 宣誓証明書に記載する氏名について、通称と戸籍上の氏名のいずれかを選択できます。また、宣誓証明カードは、表面に通称、裏面に戸籍上の氏名が記載されます。通称使用を希望する場合、「パートナーシップ宣誓書」と「パートナーシップの宣誓に関する確認書」に、戸籍上の氏名と通称をあわせてご記入ください。なお、宣誓時に、通称を日常生活において使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかな資料）を提示願います。

Q12 宣誓することで、受けられる行政サービスはありますか？

A12 パートナーシップ宣誓証明書の提示等により、手続きが可能な行政サービスは、P.9「11 宣誓した方などが利用できる行政サービス」をご確認ください。

Q13 宣誓することで、受けられる民間サービスはどのようなものがありますか？

A13 民間事業者の一部では、携帯電話の家族割や住宅ローンでの所得合算の取扱いなど、サービスを提供している事業者もございます。
適用条件など、詳しくは事業者へおたずねください。

Q14 他の人に代理で宣誓をしてもらうことはできますか？

A14 代理での宣誓はできません。宣誓者のお二人が揃って人権・男女共同参画課に来庁いただくことを基本としております。個別のご事情がございましたら人権・男女共同参画課にご相談願います。

Q15 三郷市外に転出するときはどうしたらいいですか？

A15 一方または双方が三郷市外に転出すると宣誓要件を満たさなくなりますので、「宣誓証明書等返還届」を提出し、「宣誓証明書」と「宣誓証明カード」を返還願います。
※埼玉県内の他市町村にお二人で転出し、かつ転出先でパートナーシップの宣誓をする場合は、転出先にて、「宣誓証明書」「宣誓証明カード」を返還願います。（三郷市で宣誓証明書等返還届の提出は不要）

Q16 パートナーシップの関係を解消した場合は、どうしたらよいですか？

A16 パートナーシップの関係を解消した場合には、「宣誓証明書等返還届」を提出し、「宣誓証明書」と「宣誓証明カード」を返還願います。

Q17 両親や友人にもカミングアウトしていません。宣誓できますか？

A17 周囲の人にカミングアウトしていなくても、宣誓することができます。

11 宣誓した方などが利用できる行政サービス

令和8年4月1日現在

- (1) パートナーシップを宣誓したカップルが受けることのできる
三郷市の行政サービス

所 管	制度・サービス	内 容	宣 誓 証 明 カードの提示
危機管理防災課	災害時における 安否情報提供	被災者の居所や負傷、疾病の状況、 連絡先などの情報を提供します。	必要
市有財産管理課	市営住宅の入居資格	世帯向け市営住宅の入居資格要件 に宣誓したパートナーも含まれま す（ほか所得要件等あり）。	必要
障がい福祉課	自動車燃料費助成	一定の障がいをお持ちの方で、ご本人 または 同居の パートナー（ご本人の親 族のパートナーも含む）が、障がい者 本人の外出のために運行する自動車 に対して、ガソリンまたは軽油の購入 費の助成申請ができます。	必要
国保年金課	国民健康保険 保養所の補助利用券	パートナーが同一住所の国民健康 保険被保険者の方で、市の指定保 養所を利用する際、同一世帯とし て申請が可能です。	必要
生活安全課	犯罪被害者等見舞金	パートナーが犯罪被害により亡く なられた際に遺族見舞金の支給申 請が可能です。	必要

(2) **パートナーシップを宣誓したカップル**が受けることのできる
埼玉県の行政サービス

所 管	内 容	宣誓証明書の提示
埼玉県 住宅供給公社	一定の収入以下の住まいにお困りの方（ほか要件等あり）の 県営住宅 入居資格要件に宣誓したパートナーも含まれます。（他の要件もあり） ☎ 埼玉県住宅課 048-830-5564	必要
埼玉県立 病院機構	機構が運営する循環器・呼吸器病センターやがんセンターなどの病院では、宣誓したパートナーが患者のキーパーソンである場合の病状説明や治療同意等への対応について配慮しています。 （患者が未成年者等の場合は、親権者の同意が必要なことがあります） ☎ 本部 048-830-5985	必要
埼玉県警察本部 運転免許課	運転免許証や仮運転免許証の記載事項の変更申請に際し、パートナーの代理人として認められます。 ☎ 運転免許センター 048-543-2001	必要

(3) **パートナーシップの宣誓に関係なく**、要件により受けることのできる
三郷市の行政サービス

所 管	制度・サービス	要 件 ・ 内 容
市民課	住民票の写しの交付	住民票上同一世帯であれば、委任状不要の取扱いをいたします。
危機管理防災課	罹災証明書・罹災申告受理証明書の交付	被災した建物の所有者・使用者・相続人の方は交付を受けることができます。
収納課	納税相談	住民票上同一世帯かつ生計を一にしている方であれば、委任状不要の取扱いをします。

三郷市パートナーシップ宣誓制度のご案内（第7版）

令和8年7月 発行

三郷市 総務部 人権・男女共同参画課

TEL 048-930-7751

メール jinken-g@city.misato.lg.jp

